

印刷仕様書

発注部課名 健康医療部 保険相談課

担当者 榎原

T E L 06- 6858 - 2300

◆仕様書6部(電算用は1部)
原稿・見本等2部添付

帳票名	介護保険料通知書(バッチ・オンライン用)				
発注実績	1. 新規	②. 発注実績 有 令和7年11月12日契約 前回発注部数(10,000)枚			
使用区分	①. 電算用(フォーム印刷)		2. 一般用		
規格	1. × インチ	②. A・B列	4号	3. 別添見本のとおり	
紙質	①. 上質紙 55 kg ()		2. 別添見本のとおり		
形式	1. 部複写		②. 別添見本のとおり		
刷り色	1. 黒・1色()・色		②. 別添見本のとおり		
印刷	①. 片面		2. 両面		
とじ穴	1. あり 左・右・上・下(穴)		②. なし		
ミシン目	1. あり		②. なし		
減感	1. あり		②. なし		
仕上がり	1. 製本	②. バラ	3. 連続	4. 天のり	5. 天巻・左巻
校正	1 回	2回	()回 ※校了までは不可	不要(責任校正)	
数量	1. 29,800 枚		2. 冊(p×)		
納期 納品場所	令和8年6月26日 まで (豊島小学校は納品時に立会いが必要なため、 要日程調整)		納品場所 ※納品場所が未決定は不可 3,000 枚 第二庁舎 2階 保険相談課 26,800 枚 豊中市立豊島小学校書庫 (南門より搬入)		
原稿データ	1. あり データの種類 word・excel・Illustrator・()		②. なし		
特記	市が提供した資料等については、本印刷以外の目的に使用しないこと。				
その他	校正原稿は原寸大のものを、紙とPDFデータでご提示お願いいたします。				

裏面に続く

納品段ボール側面(いずれか 1 面)の右上に、『管理番号(②)』『納品年月』『帳票名』を記載したラベルの貼付をお願いします。

上記 3 項目が記載されていれば、ラベルの色や大きさ、フォント等、様式の指定はありません。

ラベルイメージ→

②

納品 ●年●月

介護保険料通知書 (バッチ・オンライン用)

介護保険料について

介護保険料は介護保険法及び豊中市介護保険条例の規定により、65歳以上の介護保険の被保険者に対して賦課されます。

1. 賦課期日 … 当該年度の4月1日現在
(年度途中で65歳になられた方は誕生日の前日、転入者は本市に住所を有した日)
2. 納付義務者 … 被保険者及び連帯納付義務者として世帯主・配偶者に納付義務があります。
3. 保険料について
介護保険料は世帯の課税状況や本人の収入状況により、18段階に分類され保険料が決定されます。
なお、令和5年度以前の保険料の場合はこの保険料段階ではありません。豊中市HPをご覧ください。

段 階	対 象 者	令和6年度～令和8年度年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計額が80.9万円以下の人 <u>82.65</u>	23,933円 *1
第 2 段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計額が80.9万円超120万円以下の人 <u>82.65</u>	40,728円 *2
第 3 段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計額が120万円を超える人	57,523円 *3
第 4 段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計額が80.9万円以下の人 <u>82.65</u>	75,578円
第 5 段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計額が80.9万円を超える人 <u>82.65</u>	83,976円
第 6 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が120万円未満の人	100,771円
第 7 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が120万円以上125万円未満の人	104,970円
第 8 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が125万円以上210万円未満の人	109,168円
第 9 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が210万円以上320万円未満の人	125,964円
第 10 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が320万円以上400万円未満の人	142,759円
第 11 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が400万円以上420万円未満の人	151,156円
第 12 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が420万円以上520万円未満の人	167,952円
第 13 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が520万円以上620万円未満の人	184,747円
第 14 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が620万円以上720万円未満の人	201,542円
第 15 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が720万円以上800万円未満の人	209,940円
第 16 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が800万円以上1,000万円未満の人	226,735円
第 17 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が1,000万円以上1,500万円未満の人	260,325円
第 18 段階	本人が市民税課税で本人の合計所得金額(※)が1,500万円以上の人	302,313円

- *1 第1段階の人の年間保険料は本来「38,209円」ですが、国の軽減制度により「23,933円」となっています。
 *2 第2段階の人の年間保険料は本来「57,523円」ですが、国の軽減制度により「40,728円」となっています。
 *3 第3段階の人の年間保険料は本来「57,943円」ですが、国の軽減制度により「57,523円」となっています。
 ※ 合計所得金額については、裏面の「合計所得金額」を参照してください。

4. 支払い方法について

介護保険は年金からの天引き（特別徴収）を基本とした制度ですが、65歳になった年や転入した年、または年金の額が少ない場合は、納付書等にて支払い（普通徴収）をすることになります。なお、特別徴収を開始するための手続きは、とくにございません。

5. 第9期介護保険事業計画について（令和6年度～令和8年度）

介護保険は、介護保険法の規定により3年を1期として各市町村が策定する事業計画により運営されることとなっており、介護保険料は豊中市の高齢者数や介護保険サービスの利用状況などから、どれくらいの人数がどのようなサービスを利用するかを見込んで算定しています。なお、次期介護保険料の見直しは令和9年度となります。被保険者一人ひとりの保険料が介護保険を支えています。ご理解とご協力をお願いします。

不服の申立

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表するものは豊中市長となります。）提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。